

神奈川県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について

(平成 16 年 9 月 14 日例規第 33 号 / 神少育発第 2 号 / 神少捜発第 2 号)

改正

平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号	平成 18 年 3 月 23 日例規第 17 号神少育発第 139 号神少捜発第 67 号
平成 19 年 3 月 14 日例規第 8 号神少育発第 139 号	平成 19 年 5 月 30 日例規第 21 号神管発第 286 号
平成 20 年 4 月 21 日例規第 23 号神少捜発第 163 号神少育発第 284 号	平成 22 年 3 月 30 日例規第 17 号神務発第 480 号
平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号	平成 25 年 3 月 29 日例規第 24 号神務発第 408 号
平成 26 年 3 月 28 日例規第 23 号神務発第 367 号	平成 29 年 3 月 31 日例規第 14 号神務発第 465 号
平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号	平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱を制定したので、効果的な推進に努められたい。

おって、神奈川県警察少年非行総合対策推進要綱の制定について(平成 9 年 12 月 26 日例規第 53 号、神少発第 976 号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察少年非行防止・保護総合対策推進要綱

第 1 少年警察運営の基本方針

治安の回復を求める県民の期待にこたえるためには、少年犯罪の取締りを強化すると同時に、少年非行を未然に防止し、非行少年の立ち直りを支援するなど、少年非行防止のための多角的な取組を推進するとともに、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪(以下「福祉犯」という。)を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組を推進することが必要である。

こうした課題に的確に対処し、次代を担う少年の健全な育成を図るため、関係機関・団体、ボランティア等との連携を強化しながら、「強くやさしい」少年警察の運営に努めることを基本方針とする。

第 2 総合対策推進のための基盤整備

1 総合的な体制の確立

(1) 少年非行防止・保護総合対策推進委員会の設置等

ア 設置

警察本部に、少年非行防止・保護総合対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

イ 任務

委員会は、総合的な少年非行防止・保護対策について検討し、その推進を図ることを任務とする。

ウ 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

エ 会議

- (ア) 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (イ) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

オ 幹事会

- (ア) 委員会に、委員会を補佐する機関として、幹事会を置く。
- (イ) 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- (ウ) 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (エ) 会長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

カ 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、生活安全部少年育成課において行う。

(2) 少年非行防止・保護総合対策推進本部の設置等

ア 設置

警察署に、少年非行防止・保護総合対策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

イ 任務

推進本部は、少年事件の捜査体制及び少年非行防止・保護活動について検討を加えるとともに、総合的な少年非行防止・保護対策の推進を図ることを任務とする。

ウ 構成

- (ア) 推進本部は、推進本部長及び推進本部員をもって構成し、推進本部長は警察署長を、推進本部員は警察署長の指名する者をもって充てる。
- (イ) 警察署長は、推進本部員(少年警察を担当する警察官に限る。)のうちから、少年非行防止・保護対策担当者(少年非行防止・保護対策に関する事務を担当する者をいう。)を指定する。

エ 運営

推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部長が定めるものとする。

2 推進体制の整備

- (1) 業務負担に応じた人員の配置により、少年事件及び福祉犯の捜査、児童虐待防止対策その他少年の非行の防止及び保護の両面にわたる諸施策を推進するための体制を強化する。

- (2) 少年相談室、少年補導室、取調べ室、留置施設少年室、保護室等の関連施設の整備に努める。
 - (3) 少年相談・保護センター(神奈川県警察組織規程(昭和53年神奈川県警察本部訓令第5号。以下「組織規程」という。)第13条に規定するものをいう。)の体制等の充実強化を図る。
- 3 担当職員の知識等の向上
- (1) 少年事件を担当する警察官に対しては、指導教養を充実させ、捜査技術の向上を図る。
 - (2) 少年相談員(神奈川県警察少年警察活動規程(平成9年神奈川県警察本部訓令第20号。以下「活動規程」という。)第2条第12号に規定する者をいう。)に対しては、指導教養を充実させ、専門的な知識及び技能の向上を図る。
 - (3) スクールサポーター(活動規程第2条第13号に規定する者をいう。以下同じ。)に対しては、指導教養を充実させ、少年警察活動に関する知識及び技能の向上を図る。
- 4 学校その他の関係機関・団体等との連携の強化
- (1) 社会が一体となって少年の健全育成のための取組が推進されるよう、学校、教育委員会、児童相談所、市町村の青少年相談センター、家庭裁判所等を始めとする関係機関・団体、地域のボランティア等との連携を強化する。
 - (2) 学校との連携については、学校警察連絡協議会を活用するほか、相互連絡の枠組みを構築するなどして、プライバシーにかかわる情報の取扱いに慎重を期しながら、少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に関する情報や意見の交換を積極的に行い、情報の共有化と共通認識の醸成を図った上で、緊密な連携の下に諸対策を推進する。
 - (3) 非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年を個別に支援するため、関係機関・団体等と構成する組織の普及を促進し、その活動を活性化させる。
- 5 少年警察ボランティア活動の活性化
- (1) 少年補導員、少年指導委員その他の少年警察ボランティアの体制等の充実強化及び活動内容の多様化を図り、少年の健全育成のための活動を活性化させる。
 - (2) 少年警察ボランティアの活動をより積極的に効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行う。

第3 厳正・的確な捜査及び非行集団対策の推進

1 厳正かつ迅速な少年事件捜査の推進

少年の立ち直り及び適切な被害者支援に資するため、少年犯罪に対して厳正に対処するとともに、捜査の迅速化を図り、早期の送致に努める。

2 事件の指揮及び指導の強化による適正捜査の推進

(1) 捜査指揮及び指導体制の充実強化

ア 少年事件の捜査に当たっては、事件を確実に掌握し、捜査指揮の徹底を図る。

イ 集団的暴力非行事件の捜査に当たっては、事件の全容を的確に掌握し、総合的な指揮を図る。

(2) 少年事件の適正な処理

ア 少年事件については、迅速に処理し、処遇の適正を図る。

イ 軽微な少年事件については、簡易送致制度を活用し、適正な運用を図る。

ウ 少年事件指導官(活動規程第 18 条に規定する者をいう。)と緊密な連携を図り、適性かつ密な少年事件の捜査を推進する。

(3) 少年事件選別主任者による的確な選別等

少年事件選別主任者(活動規程第 19 条に規定する者をいう。)は、事案に応じた的確な措置区分の選別及び処遇意見の選定を行う。

(4) 家庭裁判所等との連携の強化

非行少年の適切な処遇を図るため、定期的に連絡協議会を開催するなど家庭裁判所、児童相談所等との緊密な連携を図る。

3 非行集団対策の推進

(1) 生活安全、刑事及び交通の各部門が一体となり、非行集団やその活動に関する暴力団の取締りはもとより、関係機関・団体、ボランティア等と連携した少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立ち直り支援を強力に推進することにより、非行集団の解体補導を推進する。

(2) 暴走族については、あらゆる法令を適用した検挙や補導を徹底して行うほか、関係機関・団体、地域住民等と連携の上、暴走族を追放する社会気運の高揚、暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止の対策等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

第 4 少年の非行及び犯罪被害等の未然防止

1 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

(1) 街頭補導活動を強化し、不良行為段階での助言又は指導により少年の立ち直りを促すとともに、被害少年及び要保護少年に対して適切な保護の措置をとる。

(2) 少年警察ボランティア、学校関係者等と緊密な連携を図り、街頭補導活動を計画的に実施する。

(3) 毎月第四金曜日を「少年補導の日」とし、街頭補導活動を強化する。

2 少年及び保護者に対する少年相談活動の強化

(1) 少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止並びにいじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、インターネットの活用等により相談しやすい環境を整備し、少年及び保護者に対する少年相談活動の強化を図る。

(2) 少年警察ボランティアによるインターネットを利用した少年相談活動を推進する。

3 啓発活動の充実による少年の薬物乱用の根絶

薬物乱用防止教室の開催その他の啓発活動の充実を図り、少年に薬物の有害性、危険性等に関する正しい知識を習得させ、薬物乱用の根絶を図る。

4 子どもを犯罪から守るための対策の推進

略取誘拐事件等の子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警ら・警戒活動の強化、関連情報の交換、防犯講習会の開催、学校警察連絡協議会の活用、「子ども110番の家」の活動支援等を推進する。

5 学校、幼稚園等が行う自主的な安全管理の促進

学校、幼稚園等において、校内等に正当な理由なく出入りしようとする者の排除、防犯訓練の実施、関係機関・団体、地域住民等との連携の強化等の自主的な安全対策が確実に講じられるよう、教育委員会とも連携しながら、その支援策を推進する。

第5 少年を取り巻く環境の浄化

1 福祉犯の取締り強化

(1) 児童買春、児童ポルノ、薬物の密売等を始めとする福祉犯の取締りを徹底し、併せてこれらの犯罪を防止するための広報啓発活動を積極的に行う。

(2) 組織的かつ広域的に敢行される事件に対処するため、情報の集中管理を図り、効率的な捜査運営を行う。

(3) 関係各部門による連合捜査等を推進するとともに、関連する都道府県警察による合同・共同捜査にも配慮する。

(4) 福祉犯取締り強化月間等を設定し、新たな形態の犯罪や組織的な犯罪に重点を指向した計画的な取締りを実施する。

2 少年に対する暴力団の影響の排除

暴力団への加入強要又は脱退妨害事犯その他の暴力団が関与する福祉犯の取締りを徹底するとともに、暴力団とかわるごとの危険性についての広報啓発活動を推進し、少年に対する暴力団の影響を排除する。

3 有害図書、有害広告文書等の有害環境の浄化

(1) 風俗営業や性風俗関連特殊営業等で少年の健全育成を阻害する形態により行われているものに対し、指導・取締りを徹底する。

(2) 酒類、たばこ、有害図書等を少年が容易に入手し得るような環境を浄化するため、未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)、未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)、神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号)等に基づく取締り及び関係業界に対する指導を積極的に行う。

(3) 有害環境の浄化に関する広報啓発活動、有害図書等の自動販売機の撤去運動、有害広告文書等の違法広告物の撤去等の諸対策を講ずる。

4 インターネット上の有害情報対策の推進

(1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)を活用し、インターネット異性紹介事業対策を推進する。

(2) フィルタリング機能(内容によって閲覧を制限できる機能をいう。)に関する広報啓発活動等により、少年をインターネット上の有害な情報から保護する。

5 深夜はいかいや家出を抑止するための取組の推進

(1) 深夜はいかいや家出をする少年の多くが、深夜営業のカラオケ店、インターネットカフェ、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等を深夜から翌朝の時間帯にかけて利用している現状にかんがみ、当該時間帯に少年の利用をさせないための措置を講ずるよう、関係事業者に要請する。

(2) 風俗営業者等に対しては、関係法令の厳正な運用により、少年の深夜はいかいや家出を助長する営業形態の是正を図る。

第6 少年の規範意識の向上及び社会参加支援

1 非行防止教室等による教育及び啓発

(1) 学校と連携して行う非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催、罪を犯した場合の刑罰及び処分並びに民事責任に関する教育等により、少年の規範意識の向上を図る。

(2) スクールサポーターその他の専門的知識を有する人材を、学校における生徒指導等を支援するための要員として中学校等に派遣する取組を推進する。

2 家庭及び地域社会による取組の支援

少年非行や犯罪被害等の実態に関する情報発信、非行防止教室等への保護者の参加促進、地域の保護者の会の活動促進等を積極的に行い、家庭及び地域社会による少年の健全育成のための取組を支援することにより、少年の規範意識の向上を促すとともに、関係者の社会的責任の自覚を高める取組を推進する。

3 少年の活動機会・場所づくりの促進及び立ち直り支援

(1) 地域社会において他者との交流を深める機会を設け、身体的・精神的なよりどころを提供することが、少年非行防止に有効であることから、無職少年や地域に溶け込めない事情のある少年の存在にも配慮し、関係機関・団体、ボランティア等との適切な役割分担の下、環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動等地域の実情に即した様々な活動機会・場所づくりを促進する。

(2) 暴走族の構成員や非行少年等については、命の尊さを考えさせたり、自己に対する評価を高める社会奉仕活動へ参加させたりするなど、自己の非行について反省を促し、自ら新たな生き方を模索できるような立ち直り支援のための取組を積極的に推進する。

第7 被害少年の保護等

1 被害少年対策

(1) 犯罪被害等に遭った少年に対して、心身の影響に配慮しながら、適切な助言を行うなどの支援を行うとともに、福祉犯の被害少年については、少年の特性に応じ、一時保護、施設への入所等適切な措置が講じられるよう配慮する。

(2) 複雑な事例への対応に当たっては、必要に応じ、被害少年カウンセリングアドバイザー(神奈川県警察少年警察ボランティア運用要綱の制定について(平成 18 年 3 月 23 日 例規第 19 号、神少育発第 141 号)に定める者をいう。)から支援を受ける。

2 児童虐待への的確な対応

- (1) 虐待を受けた児童の適切な保護、支援等を行うため、児童虐待事案の早期発見と関係機関への通告、児童相談所長による立入調査等に対する適切な援助を実施する。
- (2) 刑事事件として取り扱うべき事案については、厳正な捜査を行う。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号)

附 則(平成 18 年 3 月 23 日例規第 17 号神少育発第 139 号神少捜発第 67 号)

附 則(平成 19 年 3 月 14 日例規第 8 号神少育発第 139 号)

附 則(平成 19 年 5 月 30 日例規第 21 号神管発第 286 号)

附 則(平成 20 年 4 月 21 日例規第 23 号神少捜発第 163 号神少育発第 284 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 17 号神務発第 480 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日例規第 24 号神務発第 408 号)

附 則(平成 26 年 3 月 28 日例規第 23 号神務発第 367 号)

附 則(平成 29 年 3 月 31 日例規第 14 号神務発第 465 号)

附 則(平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)

別表第 1

少年非行防止・保護総合対策推進委員会

委員長	警察本部長
副委員長	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長

	交通部長			
委員	総務部	広報県民課長 会計課長		
	警務部	警務課長		
	生活安全部		生活安全総務課長 人身安全対策課長 少年育成課長 少年捜査課長 生活経済課長 生活保安課長 サイバー犯罪捜査課長 管理官	
		地域部	地域総務課長 地域指導課長	
		刑事部		刑事総務課長 捜査第一課長 捜査第三課長 鑑識課長
			組織犯罪対策本部	暴力団対策課長 薬物銃器対策課長
			交通部	交通総務課長 交通捜査課長 管理官(暴走族対策室長)
		運転免許本部	運転免許課長	
		警備部	公安第一課長	
		横浜市警察部	副部長	
		川崎市警察部	副部長	
		相模原市警察部	副部長	
	相模方面本部	副本部長		
	サイバーセキュリティ対策本部	副本部長		

別表第2

少年非行防止・保護総合対策推進委員会幹事会

会長	少年育成課長
副会長	生活安全部管理官(少年育成課)
幹事	総務部 広報県民課課長補佐

	会計課課長補佐
警務部	警務課課長補佐
生活安全部	生活安全総務課課長代理(企画担当)
	生活安全総務課犯罪抑止対策室副室長
	生活安全総務課指導官
	人身安全対策課課長補佐
	少年相談・保護センター所長(組織規程第13条第3項に規定する者をいう。)
	少年育成課課長補佐
	少年捜査課課長補佐
	生活経済課課長補佐
	生活保安課課長補佐
	サイバー犯罪捜査課課長補佐
地域部	地域総務課課長補佐
	地域指導課課長補佐
刑事部	刑事総務課課長補佐
	捜査第一課課長補佐
	捜査第三課課長補佐
	鑑識課課長補佐
組織犯罪対策本部	暴力団対策課課長補佐
	薬物銃器対策課課長補佐
交通部	交通総務課課長補佐
	交通捜査課課長補佐
	交通捜査課暴走族対策室副室長
運転免許本部	運転免許課課長補佐
警備部	公安第一課課長補佐
横浜市警察部	担当管理官又は担当補佐官
川崎市警察部	担当管理官又は担当補佐官
相模原市警察部	担当管理官又は担当補佐官
相模方面本部	担当管理官又は担当補佐官
サイバーセキュリティ対策本部	担当管理官又は担当補佐官